

国の公用車の使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月七日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



## 国の公用車の使用に関する質問主意書

国が使用している公用車に関して質問します。

一 各府省（衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所もふくむ）で使用されている公用車の総数と年間運用コストについて、各府省別に具体的にお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

二 各府省（衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所もふくむ）が前記一の公用車とは別に、民間のハイヤーもしくはタクシーを公用車として使用しているケースについて、その総数と年間運用コストを、各府省別にお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

三 公用車のうち、「特定の職員が、終日又は一日のうち一定の時間帯において、専用として又は優先して使用する」車両数について、各府省別（衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所もふくむ）に分類してお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

四 各府省（衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所もふくむ）で業務車両として使用している公用車の台数について、各府省別に、業務車両として使用している公用車の運転手数とともにお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

右質問する。

